

太良町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
太 良 町

目次

第1章 計画について	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 本計画の対象施設等	3
第2章 公共施設等の現況及び将来見通し	4
1. 公共施設等の現況	4
(1) 公共施設の状況	4
(2) 公共施設の整備年度別の状況	6
(3) 公共施設の老朽化の状況	7
(4) 公共施設の耐震化の状況	8
(5) インフラ施設の状況	10
2. 将来人口の見通し	11
3. 財政の状況	12
(1) 歳入の状況	12
(2) 歳出の状況	13
4. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み	14
(1) 公共施設及びインフラ施設の中長期的な経費の見込み	14
(2) 公共施設の中長期的な経費の見込み	15
(3) インフラ施設の中長期的な経費の見込み	16
第3章 公共施設等の基本方針	17
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
(1) 現状や課題に関する基本認識	17
(2) 公共施設等の基本方針	18
2. 公共施設等の管理に関する実施方針	18
(1) 点検・診断等の実施方針	18
(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針	19
(3) 安全確保の実施方針	19
(4) 耐震化の実施方針	19
(5) 長寿命化の実施方針	20
(6) 統廃合・多機能化・廃止の実施方針	20
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	20
3. 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方法	21
(1) 施設マネジメントの推進体制・情報共有・進行管理	21
(2) 本計画・個別施設管理計画の実施	21
(3) 地方公会計制度・財政健全化制度との連携	21

4. 住民との情報共有	22
5. 本計画における数値目標	22
第4章 施設類型ごとの基本方針	23
1. 公共施設	23
(1) 文化・社会教育施設	23
(2) スポーツ・レクリエーション施設	24
(3) 学校施設	25
(4) 保健・福祉施設	26
(5) 行政施設	26
(6) 公営住宅等	27
(7) 地域振興施設	27
(8) 供給処理施設	28
(9) 医療施設	28
(10) その他施設	29
<主な公共施設の位置>	30
2. インフラ施設	32
(1) 道路	32
(2) 橋りょう	32
(3) 水道（上水道・簡易水道）	32
(4) 漁業集落排水施設	33
(5) 公園	33
(6) 情報通信伝送施設	33
用語解説	35

第1章 計画について

1. 計画の目的

わが国においては、高度成長期以降に、人口増加や住民ニーズの高度化・多様化に対応して、多くの公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設の整備が進められてきました。しかし、人口減少社会を迎える中、これまで整備されてきた公共施設及びインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。

そのため、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、総合管理計画の策定を求めています。

本町においては、公共施設等の多くが昭和50年代から昭和60年代初頭に集中的に整備されたため、現在では老朽化が進み、近い将来において更新（建替え）時期を迎えると見込まれています。

公共施設等の老朽化は、放置すれば行政運営への影響はもとより、利用者の安心・安全にも影響を及ぼす懸念があるため、適切な修繕や更新等が不可欠ですが、これには相応の財政支出を伴います。また、公共施設等の更新時期が集中することは、同時に財政支出が集中することを意味しており、健全な行財政運営に支障となる可能性をはらんでいます。

少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、今後さらに厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極めて困難です。

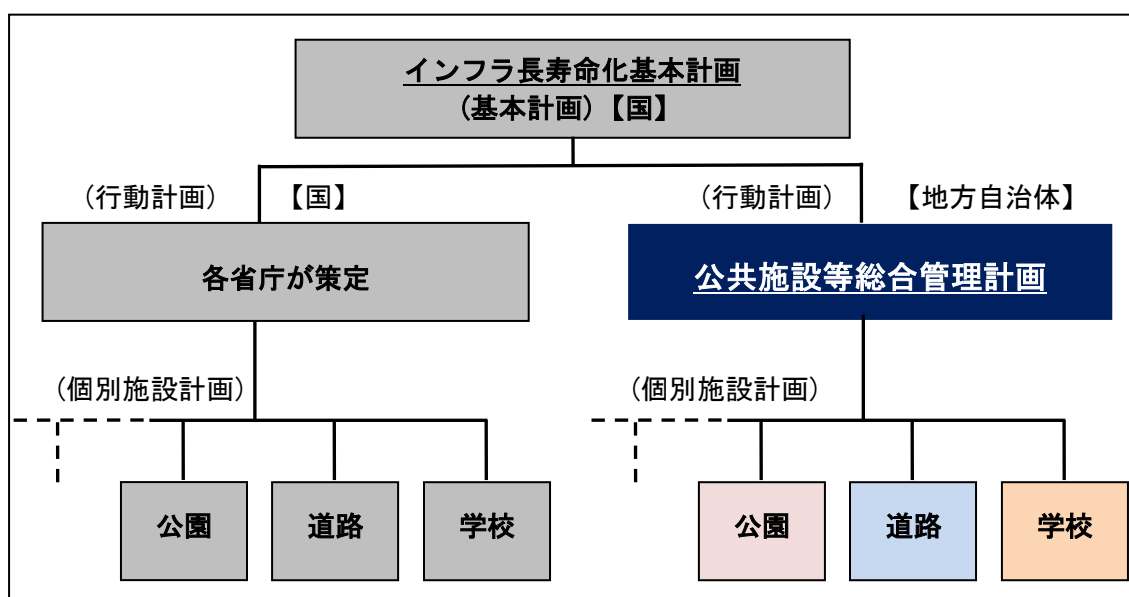
したがって、今後の公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営等については、現況及び将来の見通しを踏まえ、経営的視点から総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

太良町公共施設等総合管理計画は、このような認識の下、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として策定するものです。また、インフラ長寿命化計画（行動計画）を兼ねる計画とします。

インフラ長寿命化計画の体系



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、人口動向、財政動向など中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度を初年度とし、平成 48 年度までの 20 年間とします。また、中間年である平成 38 年度に見直しを行います。

4. 本計画の対象施設等

本計画において対象とする公共施設等は、町が保有する公共施設等とし、その分類は次のとおりとします。

	類 型	主な施設
公共施設	1. 文化・社会教育施設	中央公民館、大浦公民館、みどりの家、野外音楽堂、自然休養村管理センター、林業総合センター、活性化センター（ゆたたり館）、大橋記念図書館、歴史民俗資料館
	2. スポーツ・レクリエーション施設	町民体育センター、B&G海洋センター体育館、B&G海洋センター武道館、B&G海洋センター艇庫、健康広場弓道場、健康広場運動場（温水プール横倉庫等）、町営屋内プール、屋根付ゲートボール場、町営テニスコート、町営野球場、道越環境広場（屋根付きゲートボール場等）、中山キャンプ場、竹崎城址展望台公園、健康の森公園、あいあい公園、道の駅公園休憩棟
	3. 学校施設	多良小学校、大浦小学校、多良中学校、大浦中学校、学校給食センター、教職員住宅
	4. 保健・福祉施設	総合福祉保健センター、旧油津児童館
	5. 行政施設	太良町役場庁舎
	6. 公営住宅等	町営住宅畑田団地、町営住宅油津団地、町営住宅栄町団地、町営住宅亀ノ浦団地、栄町災害住宅、特公賃住宅瀬戸団地
	7. 地域振興施設	観光案内所、しおまねき、たらふく館、たらふく館別館、漁師の館
	8. 供給処理施設	太良町リサイクルセンター、太良町営火葬場
	9. 医療施設	町立太良病院、医師住宅
	10. その他施設	旧多良小学校中尾分校、旧多良小学校三里分校、赤松橋公園公衆便所、川上広場公衆便所、自転車置場
インフラ施設	1. 道路 2. 橋りょう 3. 水道（上水道・簡易水道）	4. 漁業集落排水施設 5. 公園 6. 情報通信伝送施設

※平成27年度末。

第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の状況

本町の公共施設の状況をみると、平成27年度末での施設数は55施設（建物数187）となっており、これを施設類型でみると、スポーツ・レクリエーション施設が16施設（建物数50）で最も多くなっています。

また、公共施設の延べ床面積については、全体で58,526.8㎡となっており、学校施設が20,841.9㎡で最も多く、全体の35.6%を占めています。次いで医療施設が7,150.5㎡（12.2%）、スポーツ・レクリエーション施設が7,076.0㎡（12.1%）で続きます。

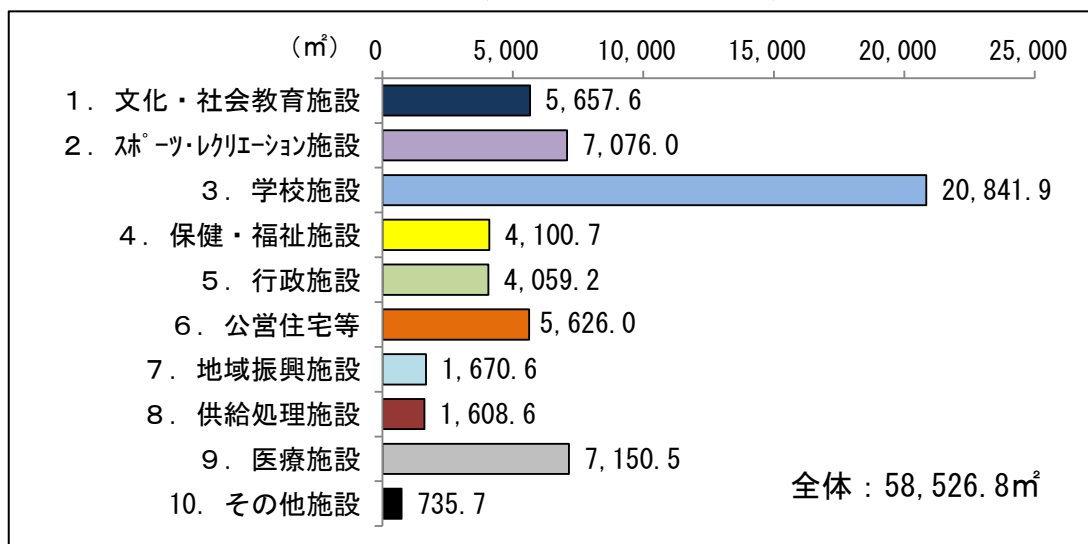
さらに、住民1人当たりの公共施設の延べ床面積を県内市町と比較すると、本町は6.40㎡と県内市町平均の4.39㎡より多くなっています。

公共施設の状況

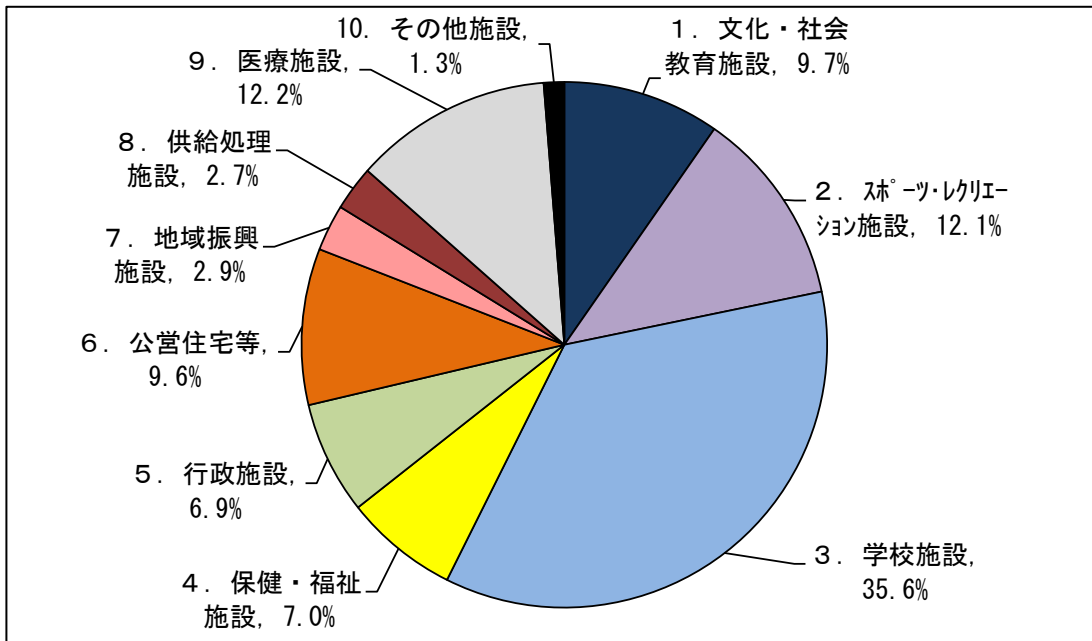
	施設数	建物数	延べ床面積	
			面積(㎡)	構成比
1. 文化・社会教育施設	9	16	5,657.6	9.7%
2. スポーツ・レクリエーション施設	16	50	7,076.0	12.1%
3. 学校施設	6	46	20,841.9	35.6%
4. 保健・福祉施設	2	7	4,100.7	7.0%
5. 行政施設	1	6	4,059.2	6.9%
6. 公営住宅等	6	26	5,626.0	9.6%
7. 地域振興施設	5	6	1,670.6	2.9%
8. 供給処理施設	2	4	1,608.6	2.7%
9. 医療施設	3	18	7,150.5	12.2%
10. その他施設	5	8	735.7	1.3%
計	55	187	58,526.8	100.0%

※平成27年度末。

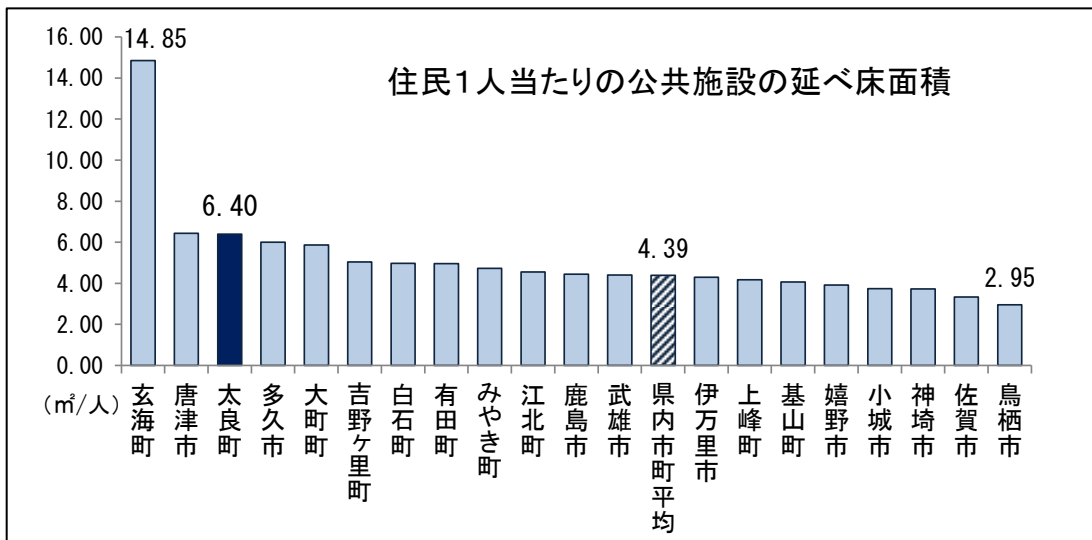
公共施設の状況（類型ごとの延べ床面積）



公共施設の状況（延べ床面積の構成比）



住民1人当たりの公共施設の延べ床面積



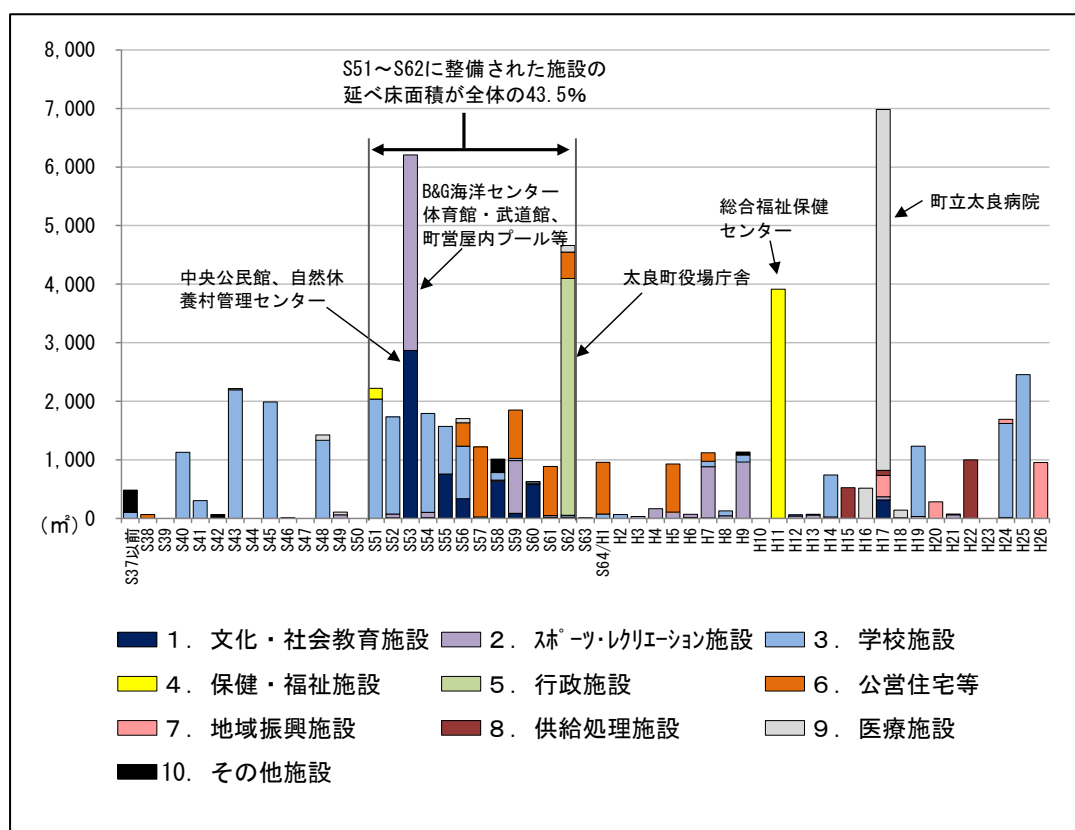
※住民1人当たりの公共施設の延べ床面積は、建物面積については公共施設状況調（総務省：平成25年度末）、総人口については推計人口（佐賀県：平成26年4月1日現在）より算出。

(2) 公共施設の整備年度別の状況

本町の公共施設を整備年度別の延べ床面積でみると、昭和51年度から昭和62年度の約10年間で、文化・社会教育施設やスポーツ・レクリエーション施設、太良町役場庁舎など数多くの施設が集中して整備され、この期間に整備された施設の延べ床面積が全体の43.5%を占めています。

また、平成11年に総合福祉保健センター、平成17年に町立太良病院が移転整備され、延べ床面積が増加しています。

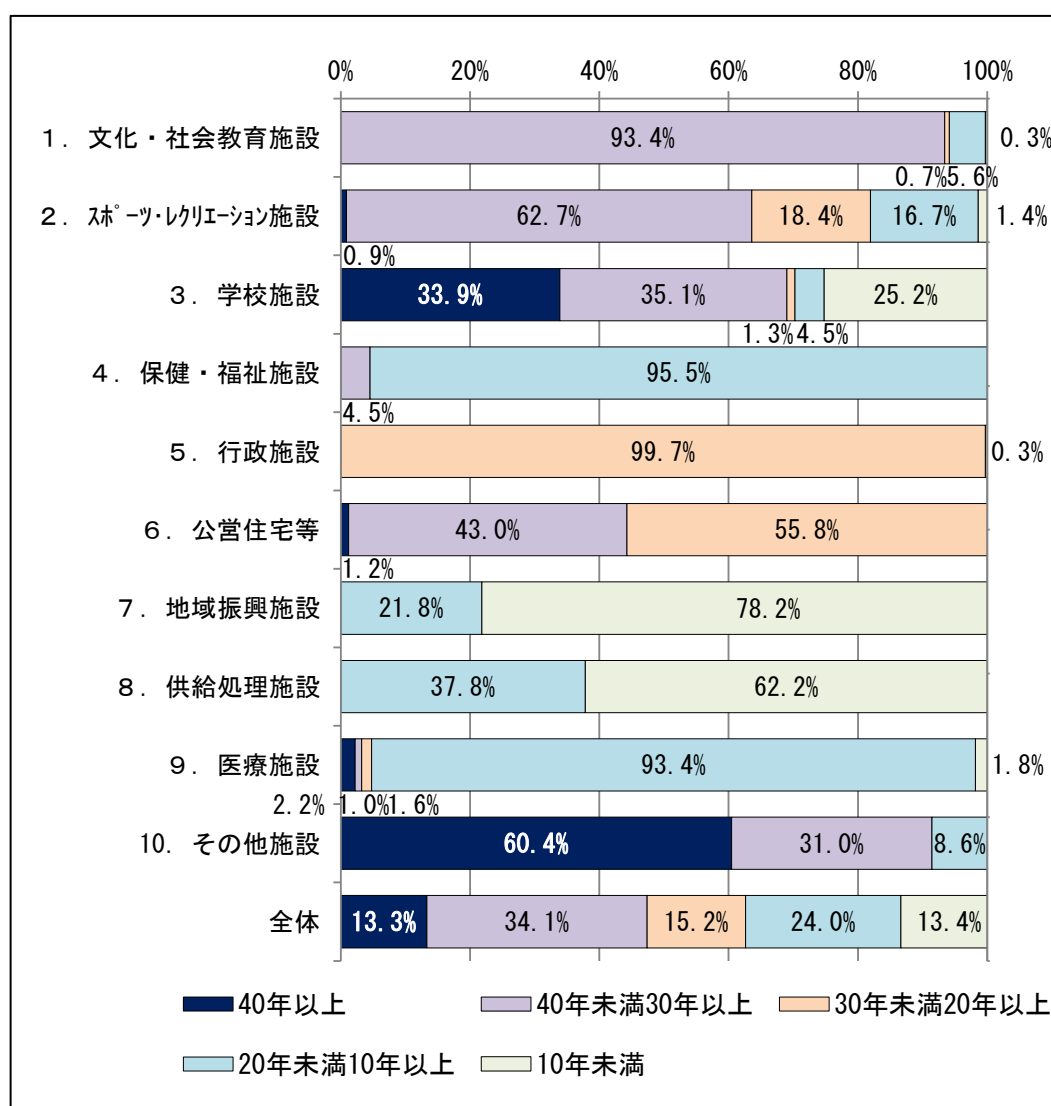
公共施設の整備年度別の状況（延べ床面積）



(3) 公共施設の老朽化の状況

本町の公共施設の老朽化について、類型ごとの延べ床面積で見ると、築後40年未満30年以上が34.1%、20年未満10年以上が24.0%、30年未満20年以上が15.2%、10年未満が13.4%、40年以上が13.3%となっており、築後30年以上の施設が47.4%を占めています。

公共施設の老朽化の状況（延べ床面積の構成比）



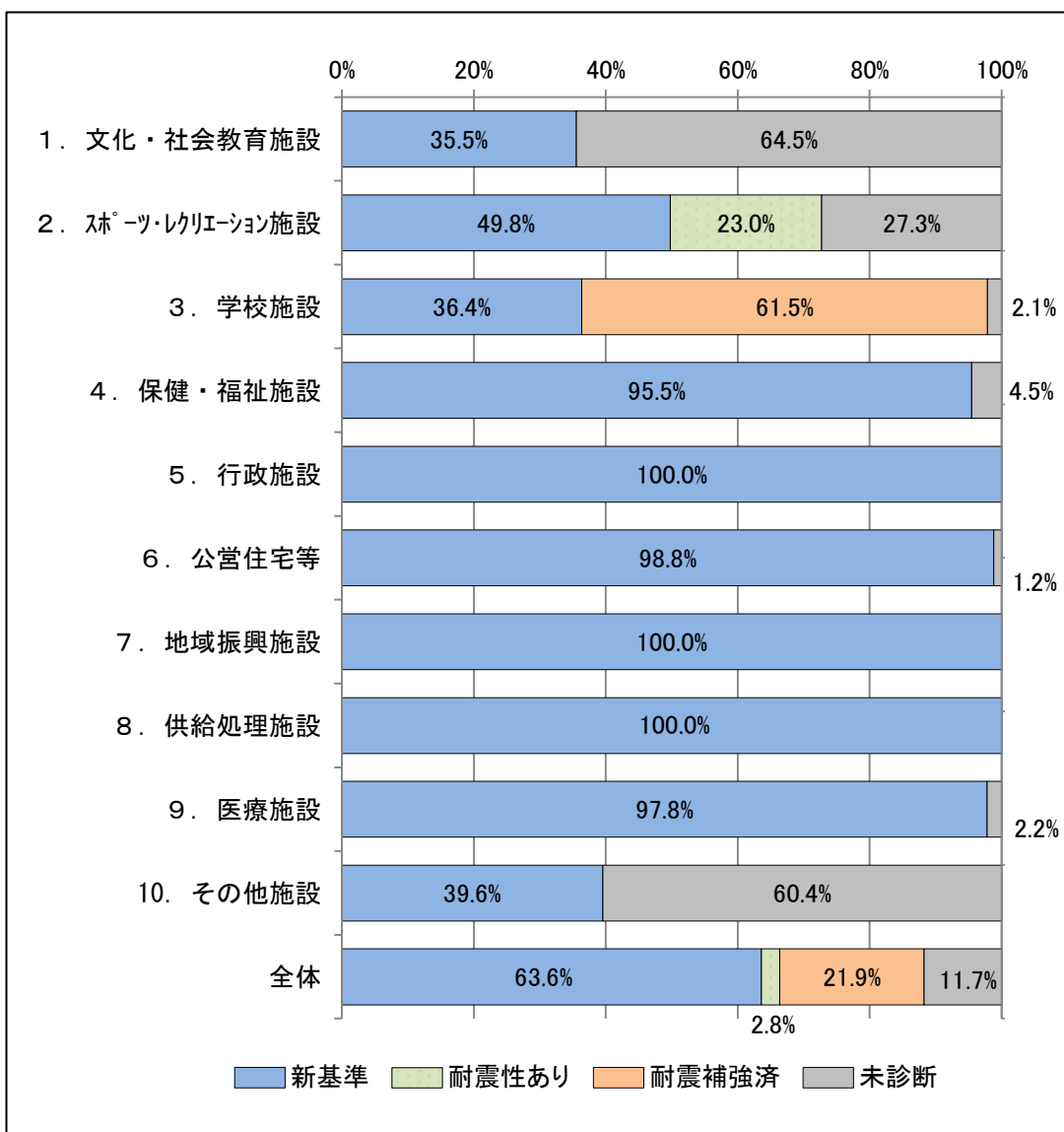
※平成27年度末。構成比の合計は、端数処理により100%にならない場合がある。

(4) 公共施設の耐震化の状況

本町の公共施設の耐震化の状況について、類型ごとの延べ床面積でみると、昭和56年6月1日の建築基準法改正後に整備された「新基準」が全体の63.6%を占め、「耐震補強済」が21.9%、「耐震性あり」が2.8%となっています。一方、「未診断」は11.7%となっています。

なお、学校施設のうち小中学校校舎や体育館は耐震化率が100%となっています。

公共施設の耐震化の状況（延べ床面積の構成比）



※平成27年度末。構成比の合計は、端数処理により100%にならない場合がある。

- ・ **新基準**：昭和56年6月1日の建築基準法改正後に整備された施設
- ・ **耐震性あり**：耐震診断を実施した結果、耐震性があると判断された施設
- ・ **耐震補強済**：耐震診断を実施し、耐震補強を行った施設
- ・ **未診断**：耐震診断を実施していない施設

公共施設（建物）の耐震化の状況

分類	施設（建物）
新基準	中央公民館（多目的トイレ）、みどりの家、野外音楽堂、大橋記念図書館、歴史民俗資料館、町民体育センター、B&G海洋センター艇庫（便所）、健康広場運動場（温水プール横車庫・倉庫、中央管理、体育倉庫）、屋根付ゲートボール場、町営野球場（便所）、道越環境広場（屋根付きゲートボール場等）、中山キャンプ場（管理棟、便所、バンガロー：多良岳、まんさく、経ヶ岳）、竹崎城址展望台公園、林業総合センター（林業総合センター本館）、活性化センター（ゆたたり館）、観光案内所、健康の森公園、あいあい公園、しおまねき、たらふく館、たらふく館別館、漁師の館、道の駅公園休憩棟、多良小学校（事務室、便所、倉庫）、旧多良小学校三里分校、大浦小学校（管理特別教室棟、屋内運動場、倉庫）、多良中学校（屋内運動場・武道場、事務室、プール附属棟、クラブ部室、運動場倉庫）、大浦中学校（事務室、職員更衣室、クラブ部室、倉庫、図書室、技術教室、武道場、屋外便所棟、屋内運動場、便所）、学校給食センター（便所、事務所）、教職員住宅、総合福祉保健センター、太良町役場庁舎、町営住宅畑田団地、町営住宅油津団地、町営住宅栄町団地、町営住宅亀ノ浦団地、特公賃住宅瀬戸団地、赤松橋公園公衆便所、川上広場公衆便所、太良町リサイクルセンター、火葬場、太良病院、医師住宅（8戸、1車庫）
耐震性あり	B&G海洋センター体育館、B&G海洋センター武道館
耐震補強済	多良小学校（管理教室棟、倉庫、プール更衣室、プール機械室、特別教室棟、普通教室棟、屋内運動場）、大浦小学校（特別普通教室棟、プール機械室、便所、倉庫）、多良中学校（管理教室棟、特別教室棟）、大浦中学校（教室棟、管理特別教室棟）
未診断	中央公民館、B&G海洋センター艇庫、健康広場弓道場、町営屋内プール、町営テニスコート（テニスコート管理棟）、町営野球場（野球場管理棟、野球場倉庫）、中山キャンプ場（バンガロー：かじか、こだま、やまびこ、けやき、もみじ）、自然休養村管理センター（自然休養村管理センター本館）、林業総合センター（便所、休憩所）、旧多良小学校中尾分校、学校給食センター、旧油津児童館、栄町災害住宅、自転車置場、医師住宅（1戸、2車庫、1倉庫）

※平成27年度末。未診断の施設（建物）うち、中央公民館、自然休養村管理センター本館は、平成28年度に耐震診断を実施予定。

(5) インフラ施設の状況

本町が管理する道路、水道等のインフラ施設の状況は以下のとおりとなっています。

インフラ施設の状況

分類	概要
1. 道路	本町の管理する道路延長は、約 316.6km（うち町道が約 247.1km、農道が約 12.6km、林道が約 56.9km）となっています。また、町道の改良率は 48.5%と県内市町の改良率 71.5%（平成 27 年 4 月 1 日現在）より低くなっています。
2. 橋りょう	本町の管理する橋りょうは、118 橋あり、うち橋長 15m以上が 29 橋となっています。
3. 水道	本町の水道は、上水道と簡易水道からなり、水道普及率は 99.7%となっています。また、上水道の管路延長は約 35.0km、簡易水道の管路延長は約 55.2km となっています。
4. 漁業集落排水施設	本町では、竹崎地区で漁業集落排水事業を導入しており、排水管の総延長は 5.6km となっています
5. 公園	本町には、道越環境広場、竹崎城址展望台公園、健康の森公園、あいあい公園などがあります。
6. 情報通信伝送施設	本町が所有する光ファイバーケーブル等は、光ファイバーケーブルが総延長 18,182m、同軸ケーブルが総延長 57,270m となっています。

※平成 27 年度末。

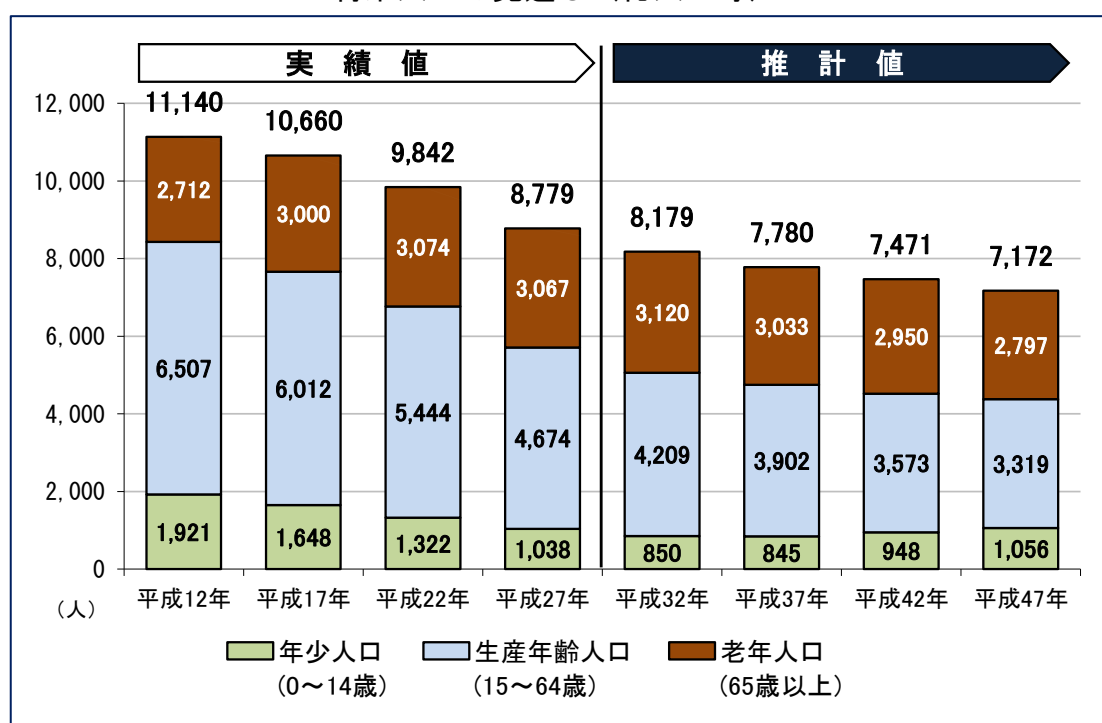
2. 将来人口の見通し

本町の人口動向をみると、平成12年の11,140人から平成27年の8,779人へと一貫して人口減少が続いています。

過去の人口動向から将来人口を推計すると、総人口は減少傾向で推移し、本計画の目標年度に近い平成47年には7,172人となることを見込まれます。

また、年齢階層別人口の推計値をみると、今後も少子高齢化傾向が続くとともに、生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少することを見込まれます。

将来人口の見通し（総人口等）



※平成27年までは実績値（国勢調査）。平成22年の総人口には2人の年齢不詳を含む。平成32年以降は推計値。

※推計値は、太良町人口ビジョン（本町の人口動向の特性・課題に基づき目指すべき将来の展望を示した計画）における戦略人口。

3. 財政の状況

(1) 歳入の状況

本町の歳入の状況をみると、平成27年度で約55億2千万円となっており、うち自主財源の町税（地方税）は約7億円と、歳入の12.7%となっています。今後、中長期的には生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれるため、町税の増加は期待できない状況にあります。

歳入の状況

上段：金額(千円) 下段：構成比	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	606,359 13.2%	668,965 13.7%	677,193 13.7%	653,720 11.2%	643,120 10.7%
地方交付税	2,047,728 44.6%	2,274,954 46.6%	2,329,618 47.0%	2,378,880 40.8%	2,567,406 42.9%
その他の 一般財源	270,507 5.9%	197,078 4.0%	187,353 3.8%	180,145 3.1%	184,925 3.1%
地方債	388,500 8.5%	455,914 9.3%	389,647 7.9%	378,163 6.5%	460,807 7.7%
国庫支出金	292,570 6.4%	384,524 7.9%	403,432 8.1%	1,143,813 19.6%	531,401 8.9%
県支出金	489,562 10.7%	439,269 9.0%	547,996 11.1%	673,745 11.6%	655,338 10.9%
その他の 特定財源	493,621 10.8%	464,615 9.5%	422,732 8.5%	423,815 7.3%	943,796 15.8%
歳入合計	4,588,847 100.0%	4,885,319 100.0%	4,957,971 100.0%	5,832,281 100.0%	5,986,793 100.0%

上段：金額(千円) 下段：構成比	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	652,154 12.2%	638,483 11.6%	656,951 11.4%	698,989 12.3%	699,993 12.7%
地方交付税	2,501,842 46.8%	2,647,033 48.1%	2,529,945 43.9%	2,355,668 41.4%	2,512,534 45.5%
その他の 一般財源	174,498 3.3%	156,894 2.9%	154,776 2.7%	165,218 2.9%	243,855 4.4%
地方債	497,647 9.3%	592,378 10.8%	691,547 12.0%	334,493 5.9%	293,440 5.3%
国庫支出金	472,081 8.8%	495,258 9.0%	580,507 10.1%	552,885 9.7%	506,657 9.2%
県支出金	538,568 10.1%	477,699 8.7%	481,198 8.3%	515,343 9.1%	374,188 6.8%
その他の 特定財源	504,150 9.4%	495,126 9.0%	674,352 11.7%	1,065,262 18.7%	889,745 16.1%
歳入合計	5,340,940 100.0%	5,502,871 100.0%	5,769,276 100.0%	5,687,858 100.0%	5,520,412 100.0%

※地方財政状況調査。構成比の合計は、端数処理により100%にならない場合がある。

(2) 歳出の状況

本町の歳出の状況をみると、平成27年度で社会保障費である扶助費が14.0%を占め、少子高齢化の進展に伴い、今後、増加が見込まれます。一方、普通建設事業費や災害復旧事業費を含む投資的経費の歳出に占める割合は9.4%となっています。

歳出の状況

上段：金額(千円) 下段：構成比	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	850,261 18.8%	845,227 17.6%	788,430 16.1%	773,581 13.5%	787,062 13.4%
扶助費	557,914 12.4%	571,978 11.9%	549,987 11.3%	572,627 10.0%	702,629 12.0%
公債費	560,082 12.4%	591,837 12.3%	605,155 12.4%	576,399 10.1%	562,935 9.6%
物件費	538,447 11.9%	576,911 12.0%	565,612 11.6%	705,732 12.3%	687,525 11.7%
維持補修費	34,099 0.8%	31,123 0.6%	26,821 0.5%	31,556 0.6%	37,845 0.6%
投資的経費	646,576 14.3%	769,272 16.0%	974,599 19.9%	1,363,742 23.8%	1,421,641 24.3%
その他	1,330,164 29.4%	1,428,988 29.6%	1,371,535 28.2%	1,700,003 29.7%	1,659,532 28.4%
歳出合計	4,517,543 100.0%	4,815,336 100.0%	4,882,139 100.0%	5,723,640 100.0%	5,859,169 100.0%

上段：金額(千円) 下段：構成比	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	829,137 15.8%	801,479 14.9%	787,753 14.5%	816,358 15.0%	825,346 15.3%
扶助費	701,213 13.4%	702,279 13.1%	702,273 12.9%	748,279 13.8%	757,126 14.0%
公債費	562,559 10.7%	549,344 10.2%	525,045 9.7%	499,581 9.2%	467,233 8.7%
物件費	685,105 13.0%	618,108 11.5%	629,043 11.6%	633,239 11.6%	701,049 13.0%
維持補修費	38,295 0.7%	41,529 0.8%	45,748 0.8%	47,553 0.9%	88,514 1.6%
投資的経費	828,749 15.8%	896,056 16.7%	1,263,620 23.2%	804,041 14.8%	507,557 9.4%
その他	1,608,069 30.6%	1,761,824 32.8%	1,486,660 27.3%	1,890,683 34.7%	2,045,221 38.0%
歳出合計	5,253,127 100.0%	5,370,619 100.0%	5,440,142 100.0%	5,439,734 100.0%	5,392,046 100.0%

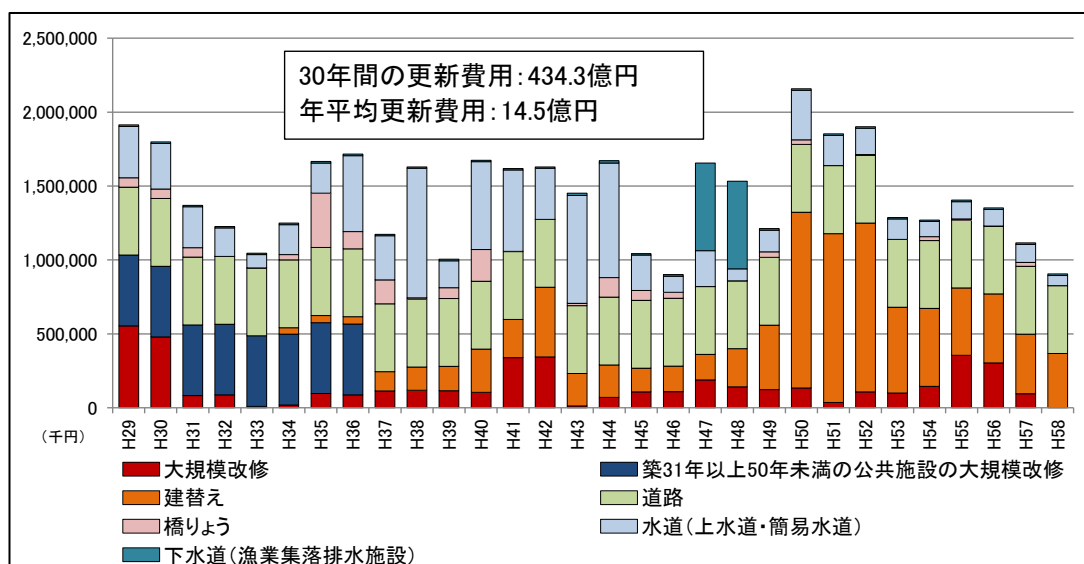
※地方財政状況調査。

4. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設及びインフラ施設の中長期的な経費の見込み

本町の公共施設及びインフラ施設の更新費用等の見込みについて、一定の条件の下、将来の更新費用を試算した結果をみると、既存公共施設で大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行うとともに、既存のインフラ施設のすべてを現状規模のまま更新を行った場合、今後30年間で434億3千万円（年平均14億5千万円）の経費が必要であると見込まれます。

将来の更新費用の試算結果（公共施設及びインフラ施設）



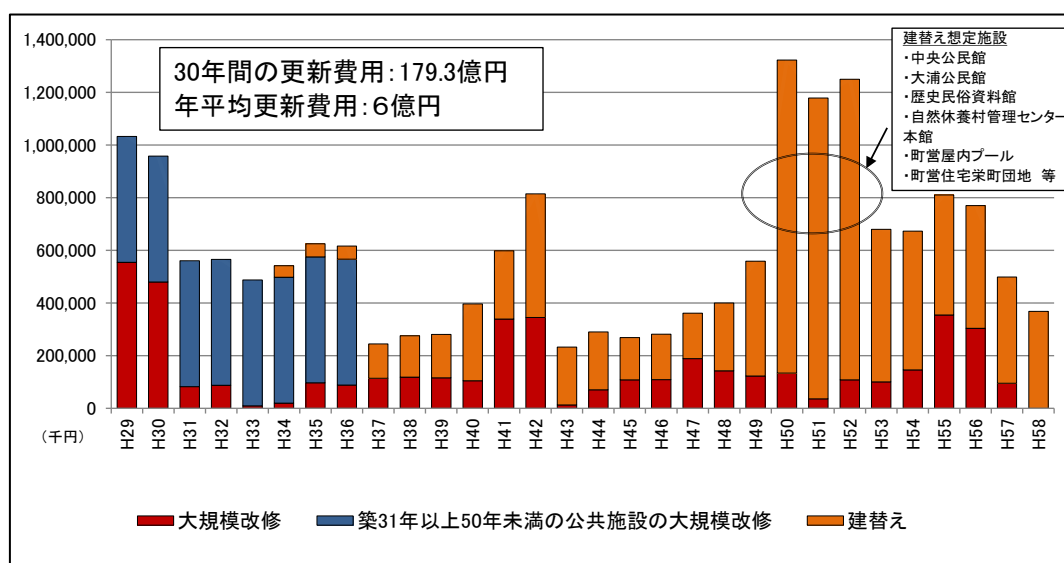
※公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）による推計。

※インフラ施設は、道路、橋りょう、水道（上水道・簡易水道）、下水道（漁業集落排水施設）を推計している。

(2) 公共施設の中長期的な経費の見込み

本町の公共施設の経費の見込みについて、一定の条件の下、将来の更新費用を試算した結果をみると、既存公共施設で大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行った場合、今後30年間で179億3千万円（年平均6億円）の経費が必要であると見込まれます。また、平成50年～平成52年ごろに更新時期を迎える施設が多くみられ、建替えのピークとなることが想定されます。

将来の更新費用の試算結果（公共施設）



- ※更新費用の推計額は、事業費ベースでの計算とする。
- ※耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する（延べ床面積×更新単価）。
- ※更新（建替え）単価は、地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された4段階の単価を使用する。大規模改修単価は、建替えの6割と想定する（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書より）。

[更新単価]

施設区分	大規模改修	建替え
行政系施設、文化・社会教育系施設、消防・防災系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・衛生系施設、その他施設	20万円/m ²	36万円/m ²
児童・福祉系施設、学校・教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
住宅系施設	17万円/m ²	28万円/m ²

※耐用年数は、標準的な耐用年数とされる60年を採用する（日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より）。

※大規模改修について

- ・大規模改修の時期は、建設後30年で行うと想定する。
- ・計画開始時に既に経過年数が31年以上50年未満である公共施設については、10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- ・計画期間中に大規模改修の時期に到達する公共施設については、設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、2年間として計算する。

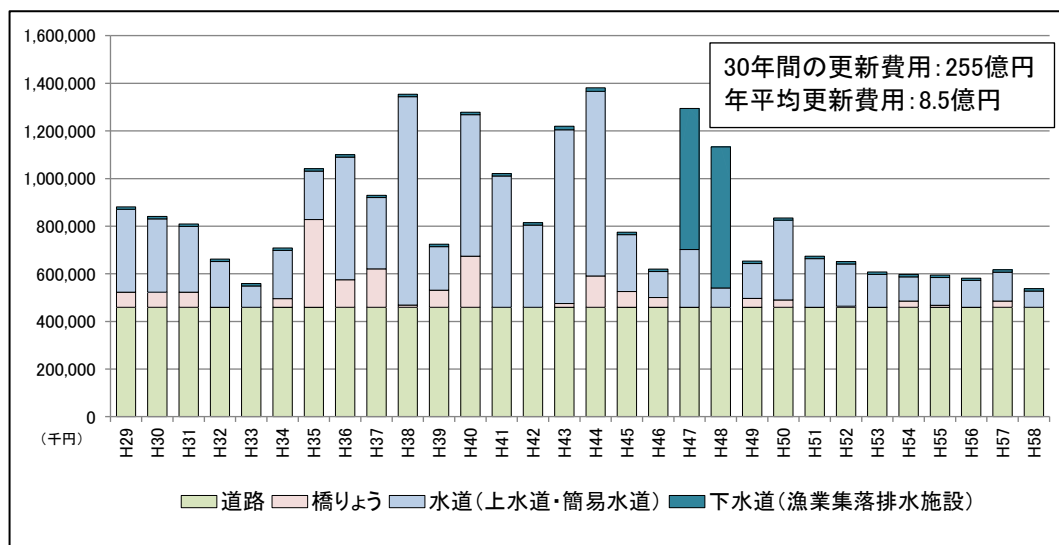
※建替えについて

- ・建替えの時期は、建設後60年で行うと想定する。建替え期間は、設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、3年間として計算する。
- ・計画開始時に既に経過年数が51年以上である公共施設については、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。

(3) インフラ施設の中長期的な経費の見込み

本町の道路、水道等のインフラ施設の経費の見込みについて、一定の条件の下、将来の更新費用を試算した結果をみると、インフラ施設のすべてを現状規模のまま更新を行った場合、今後30年間で255億円（年平均8億5千万円）の経費が必要であると見込まれます。

将来の更新費用の試算結果（インフラ施設）



※インフラ施設は、公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）により、道路、橋りょう、水道（上水道・簡易水道）、下水道（漁業集落排水施設）を推計している。

※道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、一定の更新単価を乗じて更新費用を試算している。橋りょうは、総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、一定の更新単価を乗じて更新費用を試算している。水道は、管径別の延長長さ、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を算出している。下水道（漁業集落排水施設）は、総延長に更新年数で割った延長長さを1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じて更新費用を算出している。

[更新単価]

区分	単価例（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書）
道路	4,700円/㎡
橋りょう	448千円/㎡
水道	導水管及び送水管　～300mm：100千円/m　300～500mm：114千円/m 配水管　～150mm以下：97千円/m　～200mm以下：100千円/m
下水道等	124千円/m

第3章 公共施設等の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町では、これまで各種行政サービスの向上や地域振興、定住促進に向け、数多くの公共施設を整備してきました。

しかし、今後は公共施設等の老朽化が一斉に進行することが見込まれ、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

また、道路、水道等のインフラ施設も同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策、耐震化等、これまで以上に計画的な補修、更新等が必要とされます。

さらに、人口減少と少子高齢化が進む中、税収の伸びを期待することはできず、高齢化等により扶助費など社会保障に関する経費の増大が見込まれることから、町の財政状況は一層厳しくなると予想されます。

そのため、公共施設等をこれまでと同じ規模・手法で整備・維持管理していくことは困難であり、将来の人口動向や財政状況、住民ニーズの変化等を的確に捉え、施設のあり方を見極めていく必要があります。

これからの施設のあり方は、施設重視から機能重視へ、総量維持から機能維持へと、方針転換することが求められます。

また、予防保全型維持管理の導入による施設の長寿命化や、民間活力（PFI・PPP等）の積極的な活用など、効果的な手法で効率的に管理していくとともに、施設総量を削減していく必要があります。

そのためにも、年度を越えた総合調整のみならず、施設整備財源となる公債費償還（後年度負担）への配慮、個別施設計画等の見直しなど、中長期的な視点が不可欠となります。

また、まちづくりと密接な関係にある施設マネジメントについて、情報発信などにより住民の参画を促進し、住民と協働した公共施設の利活用を進める必要があります。

(2) 公共施設等の基本方針

①施設の統合、複合化

人口構造や財政規模に見合った施設保有の最適化に向け、住民ニーズの変化に対応した、施設機能の移転や統合、廃止を含めた施設の再配置の検討を行います。

また、施設の管理運営、更新においては、更新整備を前提とするのではなく、その機能に着目して施設の複合化や多機能化を図ります。

②施設の長寿命化

施設の新規整備や維持管理・更新を計画する際には、ライフサイクル全体でのコスト削減に向け、施設の長寿命化に繋がる適正な管理を行い、予防保全の考え方による施設の点検・診断等を行い、計画的な維持管理・更新を検討します。

また、インフラ施設についても、各施設の長寿命化計画等に基づき、定期的な点検・診断により劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、計画的な修繕・更新を検討します。

③施設総量の削減

新たな施設整備の検討を行う場合には、既存施設の有効利用、民間活力の利用による対応など、住民の利便性に配慮しつつ、新たな施設の建設を伴わない方法について検討を行うなど、中長期的な視点で総床面積、総棟数の削減を図ります。

また、老朽化が進み危険な建築物については廃止と解体を進めるとともに、未活用の資産については、民間への譲渡、貸付など保有量を削減します。

④指定管理者制度等の活用

施設の運営・維持管理にかかるコストや、施設利用者、運営状況を把握し、効率的なコスト削減を図るとともに、施設の利用率の向上とともに、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。

また、必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、指定管理者制度やPFIなど公民が連携したPPP手法の導入や民営化について、検討を行います。

2. 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の機能を可能な限り少ない経費で長期間維持させるために、定期的な点検・診断等による施設状態の詳細な把握と部位ごとの耐用年数の延長を図り、結果的に物理的な供用限界まで施設を維持します。

点検・診断等を行う個別施設については厳格な区分を行い、事後保全により対応可能な施設は対象から除外することで、点検・診断の精度向上を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針

①計画的な維持管理と修繕

公共施設等の維持管理においては、保全にかかる経費そのものを抑え、中長期にわたる計画的な保全の実施により突発的な改修工事等を抑制します。

また、施設の耐用年数を延ばす施設の長寿命化や点検・診断等の結果を踏まえた適切な保全と更新時期の選定、民間活力の積極的な導入などにより、公共施設等にかかるトータルコストの縮減を図ります。

②適切な更新計画

公共建築物の更新（建替え）については、全体的な総量縮減を図るため、必要とされる部分のみを対象とし、原則として現状の規模と同等以下とします。

また、施設個別の更新計画の策定にあたっては、複数施設の統合による総量の削減を図るとともに、PFI・PPPの導入を積極的に進めるなど経費の削減を推進します。

さらに、県や近隣市町との広域連携による施設の共有化や民間サービスの活用についても積極的に検討します。

なお、インフラ施設は、中長期的な需要予測等に基づき、原則として予防保全による既存施設の長寿命化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等によって危険性が認められた施設や、老朽化等により利用見込みのない施設については、安全の確保を優先させ、学校や福祉施設など多くの住民が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

また、高度の危険性が認められるものは、速やかに利用を停止するなど住民の安全を確保したうえで早急に対処します。

(4) 耐震化の実施方針

①公共建築物の耐震化

地震時の安全確保に向け、必要な公共施設の耐震診断及び耐震補強を進めます。

また、耐震補強は、施設の構造や想定される使用期間、使用目的等に応じて適切な工法を選択します。

②インフラ施設の耐震化

道路や橋りょう等のインフラ施設の多くは住民生活に直結していることから、安全の確保の観点から優先的に耐震化やその他必要な対策を進めます。

なお、インフラ施設は施設類型ごとの形状や構造が異なるため、具体的な方策は個別施設管理計画において個々に定めるものとします。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の長寿命化に繋がる適正な管理をはじめ、予防保全の考え方による施設の点検・診断、計画的な維持管理・更新を行うとともに、公共施設等に必要とされる機能が維持できる限り、物理的な供用限界（構造的耐用年数）まで施設を活用し、公共施設等全体の維持管理にかかる費用の削減を図ります。

(6) 統廃合・多機能化・廃止の実施方針

①公共施設の集約と再配置

今後、公共施設の更新や長寿命化を行う際は、類似する機能の共有や施設規模の効率化を図るための集約と再配置を前提に検討し、余剰地を含めた土地の効率的な利活用等について検討します。

また、近隣自治体との広域連携や民間の施設とノウハウの活用なども組み合わせることで、住民サービスを維持しながら施設の合理化と経費削減を図ります。

②公共施設の統廃合・多機能化

公共施設の利用状況や地域の人口動向に応じた施設のあり方を想定し、具体的な個別施設の保全や更新の計画において、施設の統廃合や多機能化を検討します。

③不要資産の処分

検討の結果により廃止と判断された公共施設等は利用を中止し、運営経費の削減を図ります。

また、他の住民サービスでの有効利用を検討し、最終的に活用見込みのない施設と判断した場合は除却します。

さらに、除却や再配置等で生み出された土地や利用の見込みのない資産は、普通財産化して売却するなど歳入確保にも取り組みます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①効率的な施設管理体制の整備

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、施設マネジメントを行う必要があります。このため、施設の老朽化や維持管理費用等に関する情報の一元管理、修繕や建替えあたっの優先順位の意思決定、個別の事業計画との調整など、庁内横断的な取り組みが必要であることから、施設マネジメントを一元的に管理できる体制の整備を図ります。

②職員の技術・意識向上

公共施設等のマネジメントを推進するにあたっては、職員一人ひとりが、従来の個別施設ごとの管理状況から抜け出し、経営的視点を持って、全体の最適化を目指す取り組みが必要になります。このため、各施設を管理する職員にとどまらず、施設マネジメントに対する全庁的な意識の向上に努めます。

③アウトソーシング・民間活力の活用

多数の公共施設等の健全性を正しく評価し、的確に必要な措置を講じるためには、適切な技術力を持つ者への委託や一定の能力を有する民間企業への委託が有効です。このため、公共施設等に関する点検、保守、整備業務などのアウトソーシング体制の充実を図ります。

また、民間企業が持つ様々なノウハウを公共サービスや施設の管理運営に活用する住民サービスの向上と経費の縮減を図る指定管理者制度、PPP、PFIの導入・活用を図ります。

3. 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方法

(1) 施設マネジメントの推進体制・情報共有・進行管理

施設マネジメントは、町全体の取り組みであり、庁内横断的な管理が前提となることから、公共施設等に関する情報の一元的な管理、集約を行います。

また、予算編成等と連動させるとともに、PDCAサイクルによる進行管理を行い、本計画の実効性を高めます。

さらに、本計画の進行管理及び情報共有の場として、庁内組織である「太良町公共施設等総合管理計画検討委員会」を活用します。

(2) 本計画・個別施設管理計画の実施

施設整備や管理の実施に関する個別計画（個別施設計画や長寿命化計画等）の策定・進行管理等は、本計画が示す方向性と整合性を図りながら、施設の所管部署において実施します。

また、社会情勢の変化に対応し、個別施設計画との整合性を図るため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(3) 地方公会計制度・財政健全化制度との連携

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律47号）の流れに基づく新たな地方公会計制度との連携を図ります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の趣旨を踏まえながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策を一体的に推進します。

4. 住民との情報共有

公共施設等の整備や活用には、住民と行政が公共施設等に関する情報共有を図る必要があります。そのため、本計画の進行状況や計画の見直し等について、議会への報告や広報、ホームページを通じた情報発信を行います。

5. 本計画における数値目標

本計画を実行性のある計画とするため、以下の数値目標を掲げ、目標達成に向けた計画的な推進を図ります。

公共施設についての数値目標

目標年次	平成 48 年度
目標値	延べ床面積の実質保有量 8 %以上の削減
基準値	平成 27 年度末における公共施設の延べ床面積 (58, 526. 8 m ²)

第4章 施設類型ごとの基本方針

施設類型ごとの現状や課題と管理に関する基本的な考え方は、以下のとおりとなります。なお、事業の進捗や町を取り巻く状況の変化、個別施設計画等の策定・変更等に応じて、適宜見直しを行います。

1. 公共施設

(1) 文化・社会教育施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館は、研修室、展示室、学習室、視聴覚室からなり、住民活動の場等として活用されています。 大浦公民館は、大浦地区の住民活動の場等として活用されています。また、大浦支所（窓口）が設置されています。 みどりの家は、旧三里分校に近接して立地しており、地域の集いの場や災害時の避難所として活用されています。 野外音楽堂は、ステージと客席スペースがあり、イベント等で活用されています。 自然休養村管理センターは、研修室、料理室、食堂などがあり、研修や合宿などで活用されています。 林業総合センターは、昭和57年に建設され、林業の普及・推進を目的に建設されたが、これまで林業資料館的な利用にとどまってきました。近年では確定申告会場やサークル活動に利用され、最近ではふるさと納税やPFIの事務室としても利用されています。 大橋記念図書館は、寄付により整備された施設で、平成25年度には新たな図書システムの導入など図書館機能の向 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館については、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行います。また、耐震診断結果に応じた対応を検討します。 大浦公民館については、平成29年度に耐震診断を実施します。また、大浦支所としての機能は今後も維持していきます。 みどりの家については、当面、高齢者等の寄合の場として、また、災害時の避難所として活用していきます。 野外音楽堂については、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行います。 自然休養村管理センターについては、ホール機能を有する施設であることから、耐震診断結果への対応を進めます。 林業総合センターについては、築後30年以上が経過し、老朽化による維持管理費用が増大していくことが想定されます。また、林業に特化した利用者も見込めないことから、今後は社会教育施設や庁舎の一部として利用を図ります。 大橋記念図書館については、適切な維持管理を行うとともに、蔵書の充実な

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<p>上を図ってきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館は、昭和57年2月に設立され、貴重な民俗資料を展示しています。 	<p>ど図書館機能の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館については、適切な維持管理を行います。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
中央公民館	鉄筋コンクリート	S53	673.6	6,985	風水害・土砂・高潮	直営
大浦公民館	鉄筋コンクリート	S55	756.4	3,291	風水害・土砂・高潮	直営
みどりの家	木造	S58	142.9	—	—	直営
野外音楽堂	鉄筋コンクリート	S59	96.7	1,759	—	指定管理
自然休養村管理センター	鉄筋コンクリート	S53	2,210.4	9,980	風水害・土砂・高潮	指定管理
林業総合センター	鉄筋コンクリート	S58	521.2	154	—	直営
活性化センター (ゆたたり館)	木造	H17	317.2	5,645	—	指定管理
大橋記念図書館	鉄筋コンクリート	S60	601.3	7,809	—	直営
歴史民俗資料館	鉄筋コンクリート	S56	337.9	898	—	直営

(2) スポーツ・レクリエーション施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育センター、B&G海洋センター体育館、B&G海洋センター武道館、B&G海洋センター艇庫、健康広場弓道場、健康広場運動場、町営屋内プール、屋根付ゲートボール場、町営テニスコート、町営野球場は、スポーツ活動の場として活用され、指定管理により管理運営されています。 ・道越環境広場、中山キャンプ場、竹崎城址展望台公園、健康の森公園、あいあい公園は、身近なレクリエーションの場として、交流の場として活用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設については、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行います。 ・町営屋内プールについては、耐震診断結果への対応を進めます。 ・公園施設については、施設の定期的な点検等により、予防型管理を進め、利用者の安全確保を図ります。 ・健康の森公園の東屋については、利用状況に応じて廃止を検討します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
町民体育センター	鉄筋コンクリート	S59	898.2	3,253	風水害・土砂・高潮・津波地震	指定管理
B & G 海洋センター体育館	鉄筋コンクリート	S53	1,100.8	8,440	風水害・土砂	指定管理
B & G 海洋センター武道館	鉄筋コンクリート	S53	524.7	5,197	風水害・土砂	指定管理
B & G 海洋センター艇庫	鉄筋コンクリート	S53	461.9	1,844	—	指定管理
健康広場弓道場	鉄骨造	S53	116.3	308	—	指定管理
健康広場運動場(温水プール横倉庫等)	木造	H5	168.8	—	—	指定管理
町営屋内プール	鉄筋コンクリート	S53	1,134.0	8,907	—	指定管理
屋根付ゲートボール場	鉄骨造	H7	884.5	4,795	—	指定管理
町営テニスコート	コンクリートブロック	S52	65.5	7,319	—	指定管理
町営野球場	コンクリートブロック	S49	91.8	7,045	—	指定管理
道越環境広場(屋根付きゲートボール場等)	鉄筋コンクリート	H8	950.1	8,642	—	指定管理
中山キャンプ場	木造	H13	281.3	174,000	—	指定管理
竹崎城址展望台公園	鉄筋コンクリート	H4	219.3	18,000	—	指定管理
健康の森公園	木造	H14	78.7	1,207	—	指定管理
あいあい公園	木造	H17	52.8	—	—	指定管理
道の駅公園休憩棟	鉄筋コンクリート	H21	47.4	—	—	指定管理

(3) 学校施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は町内に2校(多良小学校、大浦小学校)、中学校は2校(多良中学校、大浦中学校)あり、教育活動の場として活用されています。また、学校施設について、校舎・体育館等は耐震改修を進めてきており、耐震化率は100%となっています。 ・児童・生徒数は減少傾向にあります。 ・学校給食センターは、平成29年度に新築移転する予定となっています。 ・教職員住宅は、ALTの宿舎として活用していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、計画的な設備更新を行います。 ・児童・生徒数の動向に応じて、学校の統廃合を検討します。 ・学校給食センターについては、平成29年度に新築移転します。

第4章 施設類型ごとの基本方針

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
多良小学校	鉄筋コンクリート	S40	4,834.6	児童数 271	—	直営
大浦小学校	鉄筋コンクリート	S45	4,539.8	児童数 193	—	直営
多良中学校	鉄筋コンクリート	S51	5,950.2	生徒数 161	屋内運動場は指定	直営
大浦中学校	鉄筋コンクリート	S52	4,956.3	生徒数 112	—	直営
学校給食センター	鉄骨造	S41	501.2	—	—	直営
教職員住宅	木造	S58	59.8	2	—	直営

(4) 保健・福祉施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉保健センターは、保健・福祉の拠点施設として活用されています。 ・油津児童館は、老朽化が進んでおり、児童館に近接する公園とともに、そのあり方の検討が必要になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。 ・油津児童館については、耐用年数を超えて老朽化が進んでいるため廃止し、立地条件がよいことから、近接する公園用地も含めた活用方法を検討します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
総合福祉保健センター	鉄筋コンクリート	H11	3,915.2	38,679	福祉	指定管理
旧油津児童館	木造	S51	185.5	—	—	直営

(5) 行政施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・太良町役場庁舎は、昭和62年度に整備され、町の行政機能の中核を担う施設として活用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
太良町役場庁舎	鉄筋コンクリート	S62	4,059.2	—	—	直営

(6) 公営住宅等

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅は、町内に5か所（町営住宅畑田団地、町営住宅油津団地、町営住宅栄町団地、町営住宅亀ノ浦団地、栄町災害住宅）に、特定公共賃貸住宅は1か所（特公賃住宅瀬戸団地）が整備されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。また、栄町災害住宅については、老朽化が進んでいるため、用途廃止（払い下げ）を検討します。 定住促進に向け、PFIを活用した住宅の整備を進めます。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
町営住宅畑田団地	鉄筋コンクリート	S57	2,499.2	—	—	直営
町営住宅油津団地	鉄筋コンクリート	S59	823.9	—	—	直営
町営住宅栄町団地	鉄筋コンクリート	S56	803.1	—	—	直営
町営住宅亀ノ浦団地	鉄筋コンクリート	S61	1,288.6	—	—	直営
栄町災害住宅	木造	S38	67.5	—	—	直営
特公賃住宅瀬戸団地	木造	H7	143.9	—	—	直営

(7) 地域振興施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所、しおまねき、たらふく館、たらふく館別館、漁師の館、カキ小屋、道の駅公園休憩棟は、観光・交流の場として活用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。 しおまねきについては、特産品加工販売施設としての活用を検討します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
観光案内所	木造	H24	72.0	6,000	—	指定管理
しおまねき	木造	H26	456.7	—	—	委託
たらふく館	木造	H26	496.3	288,000	—	指定管理
たらふく館別館	木造	H20	281.2	上記に含む	—	指定管理
漁師の館	鉄骨造	H17	364.4	72,000	—	指定管理

(8) 供給処理施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> 太良町リサイクルセンターは、ごみや資源物の収集運搬処理を行う施設として活用されており、一般廃棄物処理業者により施設の管理委託を行っています。 太良町営火葬場は、平成22年度に新たに整備され、平成23年度から指定管理者により管理運営されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 太良町リサイクルセンターについては、平成15年度の大規模な施設整備から13年経過していますが、老朽化による劣化は特にみられません。今後は老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。 太良町営火葬場については、建設から6年経過していますが、老朽化による劣化は特にみられません。今後は老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
太良町リサイクルセンター	鉄骨造	H15	608.3	—	—	委託
太良町営火葬場	鉄筋コンクリート	H22	1,000.2	5,000	—	指定管理

(9) 医療施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> 町立太良病院は、地域医療の中核として医療サービスの提供を行っています。 医師住宅は、9戸あります。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理使い分け、適切な維持管理を行います。 地域医療拠点としての機能の維持に努めます。 医師住宅については、医師確保のため活用し、適切な維持管理に努め、老朽化の進んだ施設は廃止を検討します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
太良病院	鉄筋コンクリート	H17	6,164.2	70,950	—	直営
医師住宅 (3棟)	木造	S62	341.6	—	—	貸付
医師住宅 (6棟)	木造	H17	644.7	—	—	貸付

(10) その他施設

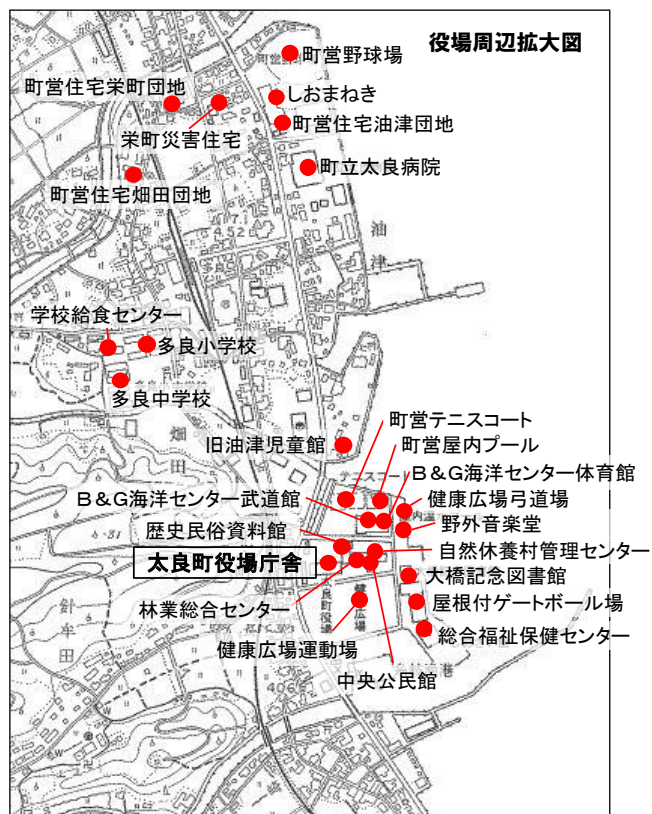
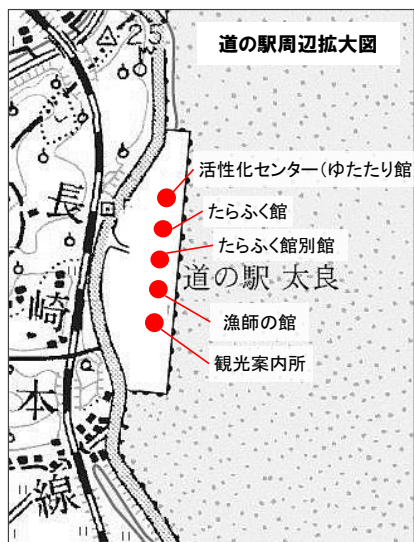
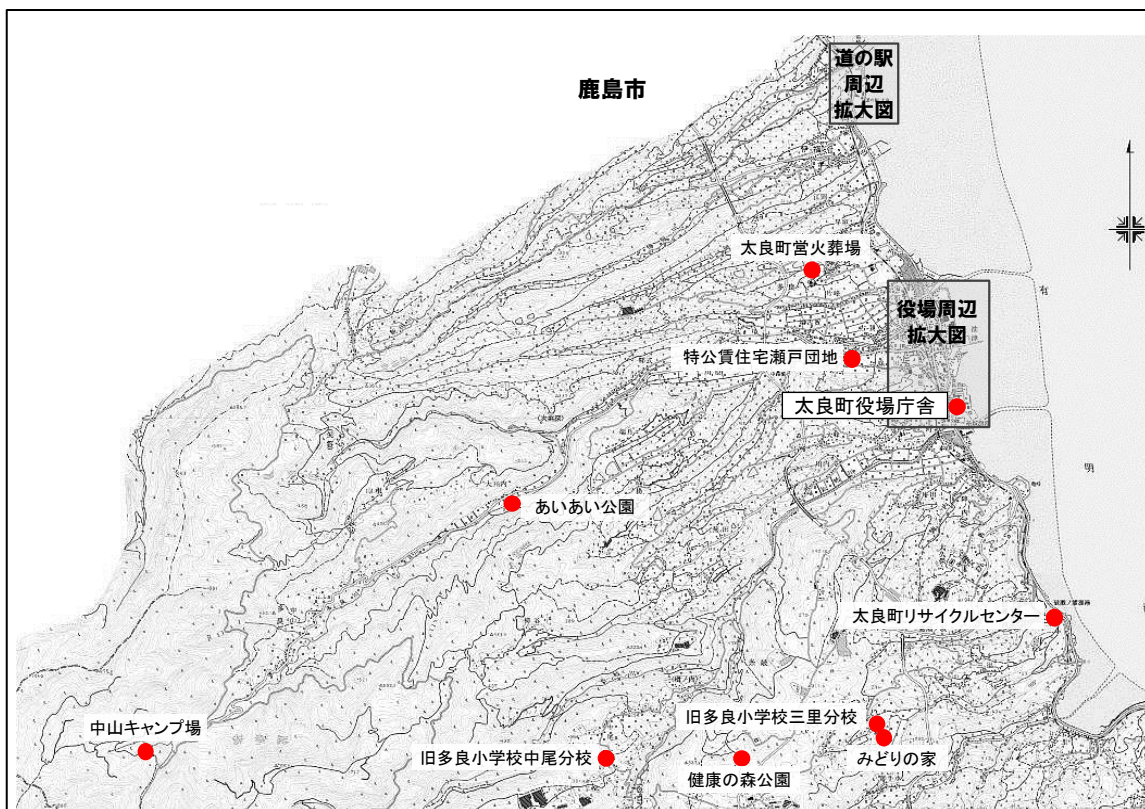
現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> 元多良小学校中尾分校は、民間団体に貸し出しを行っています。 赤松橋公園公衆便所、川上広場公衆便所、自転車置場ともに利用状況にあわせた維持管理を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 多良小学校三里分校は、その用途を終えるため、施設を解体し、普通財産として管理します。 老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を実施します。

施設名	構造区分	代表建築年度	延べ床面積 (㎡)	年間利用人数	避難所指定	運営方法
旧多良小学校中尾分校	木造	S37	408.2	—	—	貸付
旧多良小学校三里分校	木造	S58	228.0	—	—	直営
赤松橋公園公衆便所	木造	H9	50.0	—	—	直営
川上広場公衆便所	木造	H13	13.0	10,576	—	委託
自転車置場	鉄骨造	S24	36.5	—	—	直営

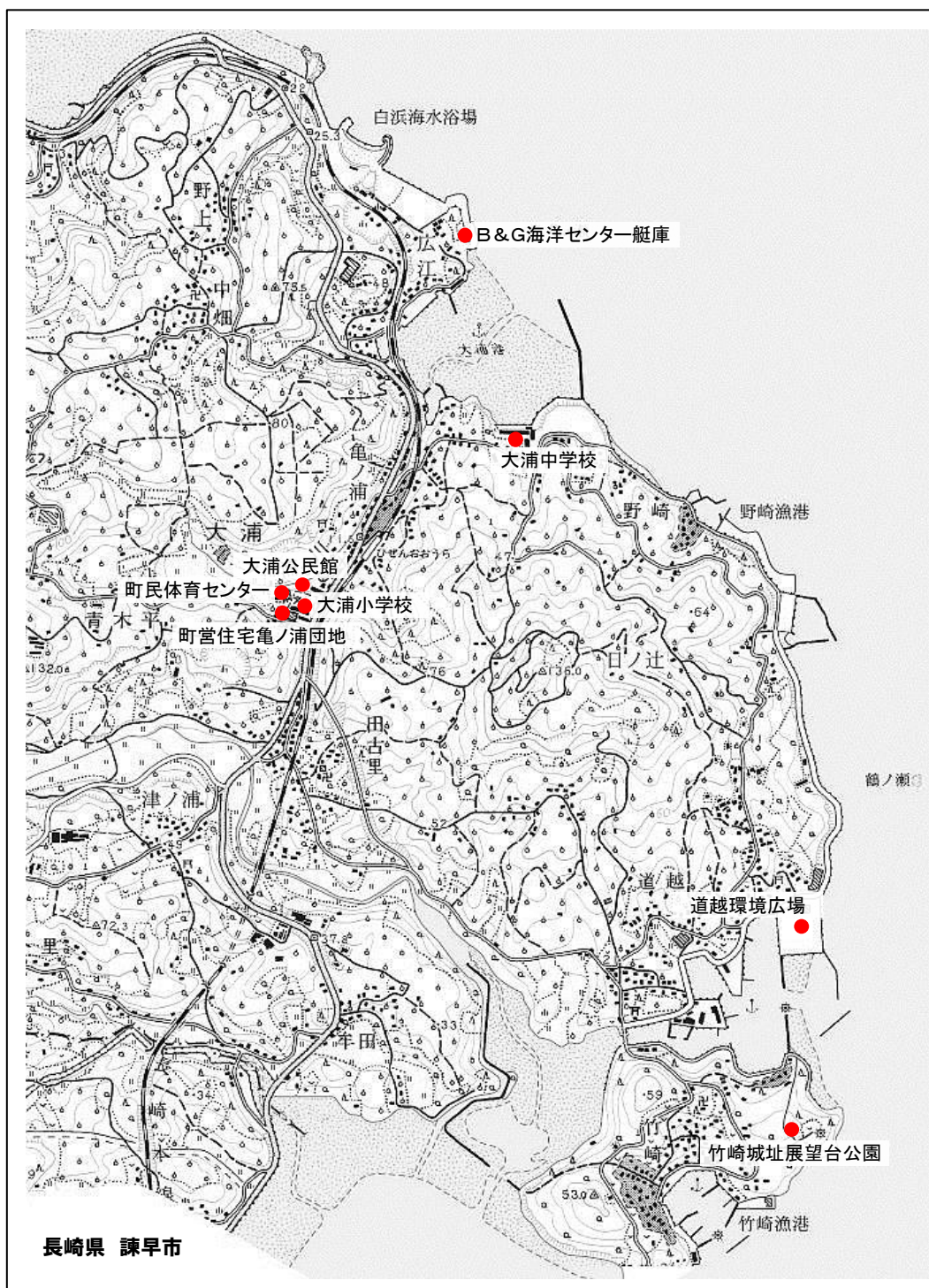
※旧多良小学校三里分校は平成28年9月12日解体。

＜主な公共施設の位置＞

多良地区



大浦地区



2. インフラ施設

(1) 道路

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本町の道路延長は、約 316.6km となっており、うち町道が約 247.1km、農道が約 12.6km、林道が約 56.9km となっています。 ・町道の改良率は 48.5%と低く、山間部の道路は幅員が狭く、危険箇所も多いことから早期の改良が求められています。 ・路面の傷みが激しい箇所も多く、舗装の補修も必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行うことで、費用の縮減・平準化を図ります。 ・新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施します。 ・点検、修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。

(2) 橋りょう

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・町の管理する橋りょうは、118 橋あり、うち橋長が 15m以上が 29 橋となっています。 ・平成 22 年度に策定した太良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょうの維持管理を実施しています。 ・橋りょうの老朽化が進んでおり、計画的な点検及び補修を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、太良町長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行うことで、費用の縮減・平準化を図ります。 ・新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施します。 ・点検、修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。

(3) 水道（上水道・簡易水道）

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本町の水道は、上水道と簡易水道からなり、水道普及率は 99.7%となっています。また、上水道の管路延長は約 35.0km、簡易水道の管路延長は約 55.2km となっています。 ・簡易水道は、民家が点在する山間部の 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、計画的な更新等を行うことで、費用の縮減・平準化を図ります。 ・点検、修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
各丘陵地ごとに施設が分散するなど地形的な制約により、効率的な経営が難しい状況となっています。	

(4) 漁業集落排水施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本町では竹崎地区で漁業集落排水事業を導入し、平成13年に供用を開始しています。 ・漁業集落排水事業については、経費の多くを一般会計からの繰出金に頼っており、今後の経営の健全化が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、計画的な更新等を行うことで、費用の縮減・平準化を図ります。 ・点検、修繕、更新等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。

(5) 公園

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本町には、道越環境広場、竹崎城址展望台公園、健康の森公園、あいあい公園などの公園があり、住民の身近な憩いの場や観光・交流拠点として活用されています。 ・公園の維持管理については、主に指定管理者による維持管理が行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、計画的な更新等を行うことで、費用の縮減・平準化を図ります。 ・来訪者・利用者の少ない公園については、公園内の環境整備の充実による来訪客の増加、設置の目的を満たす最低限での管理を行うなどの検討を行います。

(6) 情報通信伝送施設

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、テレビ難視聴対策及び情報格差是正を目的に、民間事業者によるケーブルテレビ施設整備を平成14年度から着手し、不採算エリアについては、平成16年度及び平成17年度に町が整備し、町内全域カバーを実現するとともに、インターネットサービスは、超 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の実施による改修箇所を早期発見、予防保全型の維持管理体制への転換を図り、長寿命化と更新時期の分散による管理コストの平準化を図ります。また、必要に応じて施設の修繕、更新等を図ります。

現状や課題	管理に関する基本的な考え方
<p>高速ブロードバンド（下りの通信速度が概ね30Mbps以上）通信網の要件を満たしています。しかし、より高速な光ファイバー（F T T H）の民間事業者による参入については、採算性の低さから実現していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が所有するケーブルの総延長は、平成27年度末現在で、 <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバーケーブル 18,182m ・同軸ケーブル 57,270m となっています。 ・整備された光ファイバーケーブル等は、I R U契約による民間のケーブルテレビ事業者に貸付を行い、自主放送やブロードバンドサービスを提供しています。また、町内のケーブルテレビ加入率は、平成27年度末現在で68%となっています。 	

用語解説

さ行

事後保全型維持管理

施設等の損傷が顕在化した後に、損傷箇所の補修・修理を行い、復帰させる管理手法のこと。

施設マネジメント

公共施設の管理において、有効活用や統廃合、長寿命化、適切な改修や維持管理など、効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。

指定管理者制度

平成 15 年 9 月の地方自治法改正により導入された制度で、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間企業や NPO 法人なども含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。この制度の活用により、民間企業や NPO 法人などが持つ様々なノウハウを公の施設の管理運営に活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることが期待されている。

人口ビジョン

平成 26 年 12 月に閣議決定された国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（閣副第 979 号）に基づき、自治体における人口の現状を分析するとともに、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と、人口の将来展望を提示するもの。

た行

長寿命化

施設管理において、施設使用期間の延伸のための点検、維持管理、修繕等の取り組みのこと。

トータルコスト

公共施設等の建設費だけでなく、維持管理、運営、改修、更新、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用のこと。

は行

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方自治体が行う支援に要する経費。

物理的供用限界

物理的耐用年数（構造的耐用年数）のこと。建築物の構造体が物理的あるいは化学的原因により劣化した程度を踏まえた寿命（限界）を指す。

や行

予防保全型維持管理

施設等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法のこと。一般的に、予防保全を行うことで、施設等の寿命が長くなることから、トータルコストの縮減が期待される。

A B C…

F T T H

Fiber To The Home の略。光ファイバー回線によりネットワークに接続するインターネットアクセスサービスのこと。

I R U

Indefeasible Right of User の略。契約（協定）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄または終了させることができない長期安定的な使用権のこと。

P F I

Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

P D C A

施策や事業についての P (Plan : 計画) ・ D (Do : 実施) ・ C (Check : 点検・評価) ・ A (Action : 改善) のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

P P P

Public Private Partnership の略称。公民連携または官民協働。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

太良町公共施設等総合管理計画

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：太良町

編 集：太良町財政課

〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良 1 番地 6

電話：0954-67-0311 F A X：0954-67-2425